

返戻金制度について

採用決定者の退職等

採用決定者が入社日以後、3ヶ月以内に雇用契約を終了し退職したとき、支払われた紹介料を、以下の通りに返還するものとする。

但し、雇用事業所の責に帰すべき事由による解雇又は退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態による場合には、当該返還義務を負わないものとする。

雇用契約期間1ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 100%

雇用契約期間1ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 50%

許可番号 19-ユ-300113

事業者名：株式会社アーネスト

所在地：山梨県甲府市中央4丁目8番地8号

甲府中央マンション 1003